

詳しくは、お住まいの市町村のほか、下記の窓口へお問い合わせください。

	機関名	電話番号	管轄地域
埼玉県 の行政 機関	さいたま農林振興センター	048-822-2492	さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、伊奈町
	川越農林振興センター	049-242-1808	川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、坂戸市、日高市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町、毛呂山町、越生町
	東松山農林振興センター	0493-23-8532	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
	秩父農林振興センター	0494-24-7211	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
	本庄農林振興センター	0495-22-6156	本庄市、美里町、上里町、神川町
	大里農林振興センター	048-523-2812	熊谷市、深谷市、寄居町
	加須農林振興センター	0480-61-3404	行田市、加須市、羽生市
	春日部農林振興センター	048-737-2134	春日部市、越谷市、久喜市、八潮市、蓮田市、白岡市、三郷市、幸手市、吉川市、宮代町、杉戸町、松伏町
	農業支援課	048-830-4086	
その他 機関	埼玉県農業信用基金協会	048-829-3456	※ 債務保証についてのご相談
	埼玉りそな銀行		最寄りの本店・支店へお問い合わせください
	武蔵野銀行		
	埼玉縣信用金庫		
	川口信用金庫		
	埼玉信用組合		
各農業協同組合		最寄りの支店等へお問い合わせください	

借入にあたっての注意点

- 事前着工を希望する場合はお早めにご連絡を。
また、すでに着手している事業や完了している事業に対して、借入申込することはできません。
- 目的外使用はできません。
承認された用途以外に資金を使用した場合は、承認の取り消しや繰上償還の対象となります。



埼玉県のマスコット「さいたまっち」



彩の国
埼玉県

農業近代化資金のご案内！

農業近代化資金は、意欲ある農業者の皆様を経営面からバックアップする資金です。
あなたの疑問にコバトンがお答えします！



埼玉県のマスコット
「コバトン」

Q 近代化資金の金利はどのくらいですか？

A 埼玉県と市町村*が利子補給を行うため、低金利で借り入れることができます。

*県内のほとんどすべての市町村が利子補給を行っています。また、認定農業者が借りの場合は、(公財)農林水産長期金融協会から利子助成が受けられる場合があります。

Q 近代化資金は申請書類が多くて大変だと聞きましたが・・・？

A 平成30年度申請分から、**申請書類の種類が減りました！**
また、農機具等に充てるために近代化資金を借りの場合、従来は基準以上の面積を耕作している必要がありましたが、平成30年度申請分から**面積の基準が撤廃され**、より借りやすくなりました。

Q 承認されるまで時間がかかり、借りたいときにすぐに借りられないと聞きましたが本当ですか？

A 「事前着工制度」を利用すれば、県の承認が下りる前に事業に着工できる場合もあります。
詳しいことは関係機関にお問い合わせください。
(連絡先はこのリーフレットの裏面にあります。)

埼玉県 農林部 農業支援課

【近代化資金の概要】

県ホームページも併せてご覧ください

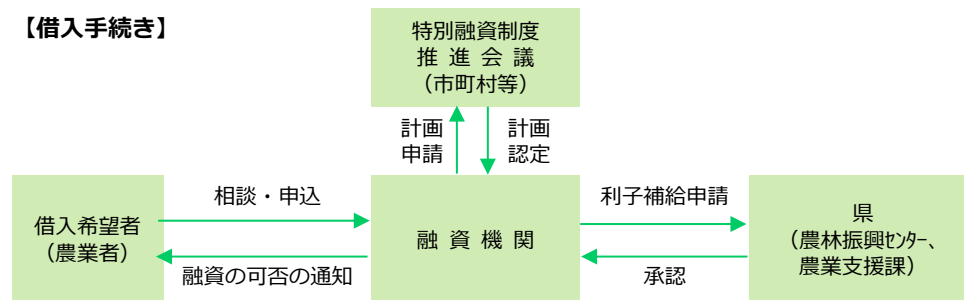
埼玉県 農業近代化資金 検索

借りられる人は？ (貸付対象者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者 ・ 認定新規就農者 ・ 主業農業者※¹ ・ 集落営農組織 ・ 経営主以外の家族経営農業者 ・ 農業参入法人 	
いくらまで借りられる？ (借入限度額)	個人 1800 万円 (特別農業者※ ² は 2 億円) 法人 2 億円 (農業参入法人は 1 億 5000 万円)	
借入利率	県ホームページに掲載 (毎月更新) * 金利は毎月 20 日頃に改定・公開されます	
償還期間 (うち据置期間)	最長 15 年以内※ ³ (原則 3 年以内)	
総事業費のうち資金を借りられる割合 (融資率)	認定農業者・集落営農組織※ ⁴ 上記以外の農業者	100% 80%
どんな目的に使える？ (貸付対象事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設 (農舎、ハウス、加工販売用、等) の整備 ・ 農機具の購入 ・ 果樹等の植栽、育成 ・ 家畜の購入、育成 ・ 長期運転資金 (注: 経営改善に必要な運転資金に限る) ・ 土地改良 (1800 万円以下) など 	

- ※ 1 農業所得が総所得の過半 (法人は農業売上高が総売上高の過半) または農業粗収益が 200 万円以上 (法人 1000 万以上) 等の要件を満たす農業者 (農業サービス事業体含む) を指します。
- ※ 2 特別農業者とは、経営形態別に定められた経営規模の基準 (面積等) 以上の経営を行っている農業者で、知事が承認したものを指します。
- ※ 3 償還期間は、この年限以内で、融資対象物の耐用年数等を考慮した上で決定します。また、農機具等のみの場合は、認定農業者及び主業農業者等は償還期間 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 等になります。その他例外規定がありますので、詳しくはお問い合わせください。

※ 4 集落営農組織の特例 (100%) については、3600 万円までの適用となります (超える金額には 80% の融資率が適用されます)。

【借入手続き】



【その他の注意点等】

- ・ 担保・保証人については、埼玉県農業信用基金協会の債務保証を利用する場合は、原則として一定額まで必要ありません (別途保証料が必要となります)。
- ・ 事業は、原則として県の利子補給承認後に開始することになります。県の承認は 2 か月に 1 度 (奇数月) です。時間に余裕をもってお申し込みいただくようお願いします。
- ・ 近代化資金は、土地の取得・経営再建や負債の整理・短期運転資金・経営改善を伴わない長期運転資金に対しては借りられません。↓日本政策金融公庫資金等をご検討ください。

< -参考- 日本政策金融公庫の主な農業資金 >

【問い合わせ先: 日本政策金融公庫さいたま支店 ☎048-645-5462】

- **スーパーL 資金** □
 認定農業者向け資金。農地取得が可能。借入限度額が近代化資金より大きく (個人 3 億円、法人 10 億円)、償還期間が長い (最長 25 年)。融資率 100%、低利子。
- **経営体育成強化資金** □
 認定農業者以外の担い手向け。農地取得が可能。融資率 80%、低利子。
- **青年等就農資金** □
 認定新規就農者が利用可能。借入限度額 3700 万円、融資率 100%、無利子。
- **農林漁業セーフティネット資金** □
 災害や経営環境の変化等に影響を受けた農業者が経営再建する場合等に運転資金を融資。